

利用申込みの基本的な流れ（イメージ）

※利用申込みの流れは、認定区分によって異なります。



1号認定

1. 申込みの実施

【新規入所(園)・転園】園に直接申込み

ただし、公立認定こども園（赤道・伊波・与那城）の場合は「市へ申込み」となります。

【在園児】継続希望者は申込み不要

認定区分の変更がなく(1号として)在園希望の場合は申込み不要です。(広域除く)
認定区分変更(1号→2号)や公立認定こども園への転園希望の場合は市へ申込みが必要です。



2. 園から入所(園)の内定を受けます。



3. 市への申請

園を通じて、市への「申込み」と教育・保育給付認定申請（P1 参照）をします。



4. 決定通知の発送

市から「利用承諾兼利用者負担額決定通知書」が発送されます。



5. 面談・オリエンテーション

各園にて、「面談」や「オリエンテーション」を行います。



登園開始



2号・3号認定（保育施設等）

1. 申込み・書類提出

【新規入所(園)・転園】市へ申込み

教育・保育給付認定申請（P1 参照）も同時に行います。

【在園児】現況確認届を提出

現況確認届を提出済で、次年度も在園希望であれば申込み不要です。
(広域を除く)

※下記の注意事項もお読みください。



2. 「保育の必要性」を認定

市が、保育を必要とする事由（P6 参照）や就労等の時間に応じて認定を行います。



3. 利用調整（市による選考）

市が定める基準に基づき、保護者の状況等に応じた指数（点数）をつけ、希望施設等を勘案し利用調整を行います。

■ 入所(園)保留（選考見送りとなった場合）

① 市から「施設利用保留通知書」を発送

② 2次以降の選考へ（一次選考以降の日程はP4 参照）

※待機児童として空き待ちとなります。

▽ 【入所(園)決定】

4. 決定通知の発送

市から「利用承諾兼利用者負担額決定通知書」が発送されます。



5. 園との面談・契約

健康診断書の結果を持参してください。



登園開始

【現況確認届について】

① 現況確認届については毎年1回（5月～6月）に電子申請にて提出依頼予定です。

② 在園児童が在園継続希望する場合でも、現況確認届より保護者の「保育を必要とする事由」が確認できなかった場合は、在園継続することができない場合があります。

③ 在園児童については現況確認届により要件の確認を行うため、令和9年4月転園希望の申込みをする際に再度要件書類を提出する必要はありません。ただし、勤務先変更など状況に変更がある場合には再度ご提出いただく必要があります。